

業務委託仕様書

(目的)

第1条 本業務は、香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター浄水課綾南浄水場(以下「綾南浄水場」という。)草刈業務の適正を期するため、業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履行業務)

第2条 受託者は、綾南浄水場の環境保全が図れるように契約書、仕様書に基づき、能率的かつ安全に業務を履行しなければならない。

(1) 業務名 綾南浄水場草刈業務委託

(2) 業務場所 綾歌郡綾川町北 綾南浄水場

(3) 業務期間 令和8年5月15日から令和8年11月27日まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日及びは除く。

(4) 業務回数 2回

(5) 業務量 4,670㎡(2,335㎡×2回)

(業務内容)

第3条 1回当たりの業務とは、次に掲げるものをいう。

(1) 指定した時期・範囲の草刈及び収集運搬処分を行い、作業時には十分に飛散防止対策を行い実施すること。

(2) 草刈面積 A=2,335㎡であり、別紙平面図の着色部分の草刈を行う。

(3) 草刈業務に当たっての留意事項は次のとおりである。

(ア) 業務で出た草木は、法例に基づき適切に処分すること。

(イ) 着手前と作業状況、完了後の写真を提出すること。

(ウ) 草刈処分として計量証明書の写しを提出すること。

(使用材料等)

第4条 業務に関する必要な材料等は、受託者の負担とする。

(法令等の遵守)

第5条 受託者は業務の実施に当たっては関係法令、条例及び委託者の関係規定を遵守するものとする。

(業務の管理)

第6条 受託者はいかなる場合でも業務に必要な就業員を確保し、業務に支障をきたさぬ

よう努めるとともに、就業管理、安全管理及びその他保健衛生管理については十分注意を払わなければならない。受託者は、業務の履行上他の必要な設備等を使用するときは、委託者の承諾を受けなければならない。

(業務の基準)

第7条 委託者は、受託者の行う業務が契約書及び仕様書の定めるところに適合しないと認めるときは、これに適合するよう受託者に申し入れすることができる。この場合、受託者は委託者の申し入れに従わなければならない。受託者は、委託者の許可なく綾南浄水場内の土地、建物並びに備品等を使用し、もしくは管理する一切のものを場外に持ち出さないこと。契約書及び仕様書の規定外の事項については、別途委託者と受託者で協議決定する。

(疑義等の解釈)

第8条 この仕様書に定めている規定外の事項については、別途委託者と受託者で協議決定する。

(その他)

第9条 刈草の運搬については、積載超過のないようにすること。

- 2 草刈場所が浄水場等であることから、衛生面に細心の注意を払うこと。
- 3 施設内において、工事を施工している場合、関係者と事前に打合せを実施し、安全対策をとること。
- 4 作業時に、器物等の損壊・損壊等の事故が生じた場合は受託者で責任をもって修繕・手直しを行い、費用については受託者が負担すること。また委託者に逐一報告すること。